

第3章

先取特権

第1節 先取特権の意義等

1 先取特権の意義

法律の定める一定の債権を有する者が、債務者の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受けることができる法定担保物権である。先取特権には、一般先取特権（306条以下）、動産先取特権（311条以下）、不動産先取特権（325条以下）がある。

2 先取特権の性質

付従性・随伴性・不可分性（305、296）・物上代位性（304。ただし、一般の先取特権は除く）を有する。

18-15

15-13

3 先取特権の効力

優先弁済的効力は有するが、留置的効力は有しない。

4-9.6-11

⇒ 先取特権は、目的物の占有を有しない非占有担保物権である点で抵当権と類似しているから、先取特権の効力については、性質に反しない限り、**抵当権の規定が準用される**（341）。

10-12.15-13

22-11

第2節 優先弁済の順位

1 先取特権間の優先弁済の順位

	優先弁済の順位	
一般の先取特権相互間 (329 I)	① 共益費用 ② 雇用関係 ③ 葬式費用 ④ 日用品供給 【語呂】 キョウコソニチヨウ	
一般の先取特権と特別の先取特権 (329 II)	原則	① 特別の先取特権 ② 一般の先取特権
	例外	共益費用の先取特権は、その利益を受けたすべての債権者に対して優先する。

17-11

《重要判例》

- ・ 日用品の供給による先取特権の債務者は自然人に限られ、法人は含まない（最判昭46.10.21）。
- ・ 日用品の供給による先取特権の「債務者又はその扶養すべき同居の親族」には内縁の妻も含まれる（大判大11.6.3）。

17-11

動産の先取特権相互間 (330)	原則	①不動産賃貸（※1）、旅館宿泊及び運輸の先取特権（※2） ②動産保存の先取特権 （数人の保存者があるときは、後の保存者が優先する。） ③動産売買、種苗又は肥料供給及び農工業労務の先取特権	10-12
	例外	(1) ①の順位者は、債権取得の当時、②又は③の先取特権者がいることを知っていたときは、それらの者に優先しない。 (2) ①の順位者は、①の順位者のために物を保存した者に優先しない。	

(※1) 賃貸人は、敷金を受け取っている場合には、その敷金で弁済を受けない債権の部分についてのみ先取特権を有する (316)。 17-11

(※2) 不動産賃貸、旅館宿泊及び運輸の先取特権には、即時取得に関する規定が準用される (319)。

e.g. 賃借不動産に備え付けた動産が賃借人の所有物でない場合でも、賃貸人がこれを賃借人の所有物であると過失なく信じたときは、動産上に不動産賃貸の先取特権が成立する。 10-12
16-14

不動産の先取特権相互間 (331)	①不動産の保存⇒②不動産の工事⇒③不動産の売買（※） （※） 売主相互間における不動産売買の先取特権の順位は売買の前後による(331Ⅱ)。A⇒B⇒CのケースではAがBに優先する。	26-11 24-11
	同順位の先取特権相互間 (332)	各先取特権者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。

2 先取特権と他の担保物権との優先弁済の順位

(1) 抵当権との競合

⇒ 登記をした不動産保存又は工事の先取特権は、常に抵当権に優先し (339)、不動産売買の先取特権は登記の前後による。 10-12
15-13

⇒ 一般先取特権との関係は、一般先取特権と抵当権がともに登記を備えていれば登記の先後により、抵当権に登記がなければ一般先取特権が優先する。 19-9
24-11
26-11

(2) 動産質権との競合

⇒ 動産質権は動産先取特権の第1順位の者と同順位となる (334)。

(3) 不動産質権との競合 (361 参照)

⇒ 抵当権との競合同様である。

第3節 動産の先取特権と動産の第三取得者の関係

条文	先取特権は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した後には、その動産について行使することができない（333、追及効の否定）。	
趣旨	先取特権の目的物が動産の場合、公示を伴わないため、第三取得者が引渡しを受けた後は先取特権の効力が及ばないとするので、その成立を知らずに動産を譲り受けた第三者を保護し、動産取引の安全を図ることにある。	
論点	一般先取特権にも適用されるか	動産の先取特権のほか、一般の先取特権が動産の上に及ぶ場合を含む。
	第三者の範囲	善意・悪意は問わないが、目的たる動産の所有権の譲受人に限られる。 賃借人、受寄者、質権者は該当しないが、譲渡担保権者は第三取得者に当たる（最判昭 62.11.10）。
	引渡しには占有改定を含むか	含まれる（大判大 6.7.26）。 ∵ 本条の趣旨は、先取特権の追及効を制限して動産の取引の安全を図るものであるから、第三取得者の事情を中心に考えるべきであるし、動産譲渡の対抗要件としての引渡しには占有改定を含むことが認められているから。

10-12.16-14
18-15.

19-12

【MEMO】

Asakura Minimum Text

第3章 役員及び会計監査人の選解任・任期等

(1) 役員等の任期

役員及び会計監査人には、その地位に応じて次に掲げる任期がある。

会 26-30
5-30.9-33
17-32.26-32

	任期	その他の定款変更による任期満了
取締役 (332)	原則： 選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで（※1, 2, 6） 例外： 指名委員会等設置会社の取締役、監査等委員会設置会社の監査等委員でない取締役及び会計参与は 1 年（※2）	① 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の変更をした場合
		② 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合
会計参与 (334)		③ その発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社がするものを除く。）をした場合
		上記①から③の定款変更をした場合
監査役 (336)	選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで（※1, 3）	④ 会計参与設置会社が会計参与を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合
		① 監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合
		② 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の変更をした場合
		③ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合
会計監査人 (338)	選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで（※4, 5）	④ その発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合
		会計監査人設置会社が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合

(※1) 非公開会社（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く）では、定款によって、任期を選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで伸長することができる。

(※2) 定款又は株主総会の決議によって任期を短縮することができる（監査等委員である取締役を除く）。

(※3) 任期の短縮は、定款によって、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を退任した監査役の任期の満了する時までとする場合のみ可能。◆ 添付書類 定款

(※4) 任期の伸長・短縮はできない。

会 19-31

(※5) 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなされる。この場合においては、重任による登記申請の際に添付書面として「就任承諾書」の添付を要しない。

25-32

(※6) 定款によって、任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期を退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとすることができる（332V）。◆ 添付書類 定款

(2) 任期計算

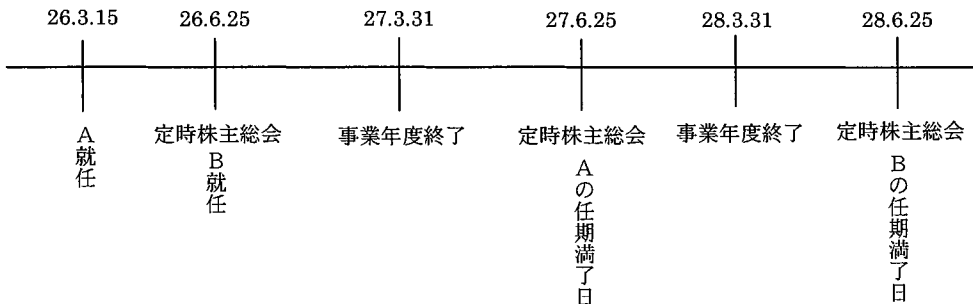
5-30

事業年度 『4/1 ~ 3/31』
定時株主総会 『6/25』

取締役 A 平成 26 年 3 月 15 日 就任

取締役 B 平成 26 年 6 月 25 日 就任

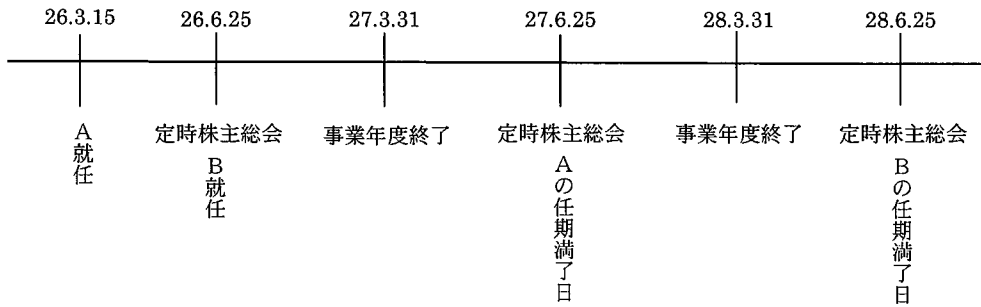
※ 各取締役は選任と同時に就任している



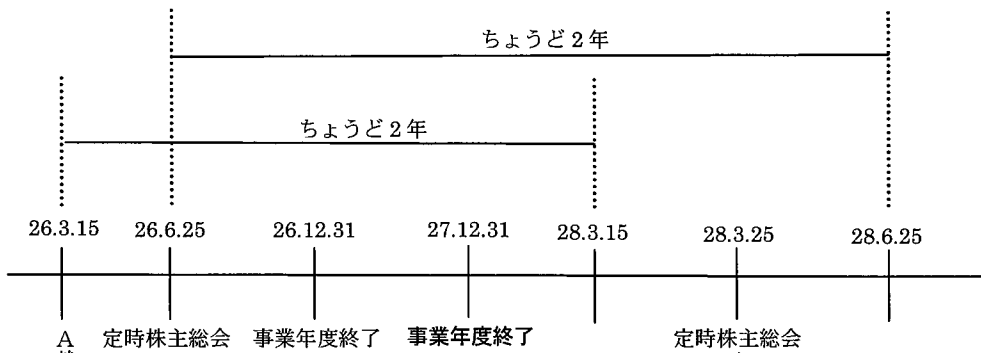
(3) 応用論点 (事業年度の変更)

事業年度 『4/1 ~ 3/31』
 定時株主総会 『6/25』

取締役 A 平成 26 年 3 月 15 日 就任
 取締役 B 平成 26 年 6 月 25 日 就任
 ※ 各取締役は選任と同時に就任している



事業年度 『1/1 ~ 12/31』



- 会 18-31
- 会 22-29
- 会 24-31
- 4-38
- 11-29

A及びBにとって2年以内に終了する最終の事業年度に開かれる定時株主総会であり任期満了日となる

(4) 印鑑証明書

18-31

次に掲げる区分に応じて、代表取締役に関する登記の申請の際に市区町村長作成の印鑑証明書の添付が必要となる。◆ 添付書類 印鑑証明書

19-32

11-29

	選定機関	就任承諾書に押印した印鑑 (商登規 61ⅡⅢ) (※1)	議事録等に押印した印鑑 (商登規 61Ⅳ) (※2)
非取締役会社設置会社	定款	設立の登記の申請書には、設立時取締役の就任承諾書に押印した印鑑につき必要となる。取締役の就任による変更の登記の申請書には、取締役の就任承諾書に押印した印鑑について、必要となる。	代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、議長及び出席した取締役が株主総会の議事録に押印した印鑑につき必要となる。
	株主総会の決議		代表取締役の就任による変更の登記の申請書には議長及び出席した取締役が株主総会又は種類株主総会の議事録に押印した印鑑につき必要となる。
	定款の定めに基づく取締役の互選		代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、取締役がその互選を証する書面に押印した印鑑につき必要となる。
取締役会社設置会社	取締役会の決議	設立の登記の申請書には、設立時代表取締役又は設立時代表執行役の就任承諾書に押印した印鑑につき必要となる。代表取締役又は代表執行役の就任による変更の登記の申請書には、代表取締役又は代表執行役の就任承諾書に押印した印鑑について、必要となる。	代表取締役又は代表執行役の就任による変更の登記の申請書には、出席した取締役及び監査役が取締役会の議事録に押印した印鑑につき必要となる。

(※1) 再任、合併及び組織変更による設立を除く(商登規 61ⅡⅢ)。

(※2) 当該印鑑と変更前の代表取締役又は代表執行役(取締役を兼ねる者に限る。)が当該登記の申請時において、登記所に提出している印鑑とが同一であるとき及び株式会社の設立の場合は、この限りでない(商登規 61Ⅳ但)。

《重要先例等》

- ・ 前任の代表取締役が監査役に就任している場合において、当該監査役が権限をもって、新代表取締役を選定する取締役会に出席しており、取締役会議事録に登記所に提出している印鑑を押印している場合には、商業登記規則 61 条 4 項で要求される印鑑証明書の添付は要しない(登研 370 P75)。

(5) 登記申請手続

i 申請書（取締役会による代表取締役の選定）

事由	代表取締役の変更	
事項	平成〇年〇月〇日次の者就任	・・(※1)
	東京都新宿区百人町二丁目 24 番 30 号	
	代表取締役 B	
税	金 3 万円（登録税別表 1, 24, (1) カ）	
添	取締役会議事録 1 通	
	就任承諾書 1 通	
	印鑑証明書 〇通	
	委任状 1 通	
		・・(※2)

(※1) 取締役の代表権が法律上当然に回復する場合等により、代表取締役の変更登記をするときは、「年月日代表権付与」となる。

(※2) 取締役の地位と代表取締役の地位が未分離である場合、代表取締役の就任承諾書は不要である。

ii 代表取締役の住所の変更登記について

行政区画，郡，区，市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があったときは，その変更による登記があったものとみなされる（商登 26）。よってこの場合，代表取締役の住所変更の登記を要しない。

なお，地番変更や住居表示の実施は，上記の場合に含まれないため，代表取締役の住所の変更登記が必要となる。この場合において，地番変更又は住居表示の実施がされたことを証する書面を添付すれば，当該変更登記に登録免許税は課されない。

《重要先例等》

- 代表取締役の重任の登記を申請する場合において，当該代表取締役の登記簿上の住所と現在の住所が異なる場合であっても，直接現在の住所を代表取締役の住所として重任の登記を申請することができる（登研 329,375）。